仕様書

１ 委託件名

令和８年度　路上喫煙対策にかかる広報物のデザイン作成等業務委託

２ 業務の目的

福岡市では、路上喫煙を規制する「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（以下「条例」と言う）」が改正され、路上禁煙地区において、歩きたばこ禁止から喫煙禁止へ、道路に加え公園も禁煙となるなど規制が強化されるため、それらを周知し、屋外の公共の場所における受動喫煙防止を推進する。

本業務は、市民にも外国人を含む来街者にも広く認知してもらえる広報啓発物のデザイン作成等を行うもの。

なお、現時点で、条例施行日は未定である。

３ 履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

４ 条例改正の概要

福岡市ホームページの以下のページを参照すること

「福岡市の路上喫煙に関する条例が改正されました」

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/jigyochosei/shisei/fkcnss.html

５ 業務内容

(1) 共通

①業務着手にあたり、市と協議の上、業務実施計画を作成すること。

②デザインにあたっては、市民のみならず、来街者や日本語がわからない人を含め、誰もが屋外の公共の場所で喫煙してはならないことを示していることがわかるものとすること。

③ユニバーサルデザインやアクセシビリティに配慮すること。

④制作するものに応じて、広報物を見た喫煙者の自発的な行動を後押しする工夫（ナッジ理論の活用）があること。

⑤チラシ、ポスター、動画については、条例施行の時期に集中的に活用することを想定しており、市民の注意を引く独創性・話題性を考慮すること。看板、制服などその他のものは長期間使用する想定で作成すること。

(2) キービジュアルの作成

①路上喫煙対策にかかる広報物に共通で使用するキービジュアルのデザインを作成すること。

②デザインは、市民のみならず、来街者や日本語がわからない人を含め、誰もが一目で、屋

外の公共の場所で喫煙してはならないことを示していることがわかるものとすること。
③案を３種程度提案し、そのうち選定した１種について複数回校正を行うこと。

(3) キービジュアルを用いた広報物の版下作成
①(1) で作成したキービジュアルを用いて、以下に示す広報物の版下を作成すること。
ア　チラシ４種類（片面、両面、多言語片面、多言語両面、全てＡ４）
イ　ポスター２種類（内容が異なるもの、Ｂ１あるいはＢ２を想定）
ウ　街路灯バナー２種類（サイズ違い）
エ　ステッカー２種類
オ　屋外掲示用看板（Ｂ２程度）
カ　歩道に設置する自立看板（縦 1200㎜×横 900㎜）
キ　道路照明灯等に添架する看板（縦 600㎜×横 450㎜、２ｍ以上の高さに設置）
ク　道路照明灯等に巻付け設置する看板（縦 470㎜×横 150㎜、目の高さに設置）
ケ　路面シール（縦 900㎜×横 600㎜）
②記載する文字はそれぞれの設置目的や設置場所を踏まえて、内容が伝わりやすい大きさとすること。
③それぞれ複数回校正を行うこと。
④それぞれのサイズは、今後の協議において変更する可能性がある。
⑤アの多言語のチラシについては、日本語、英語、中国語、韓国語の４か国語で作成すること。
⑥オ～ケについては、福岡市ホームページの以下のページを参照し、「福岡市 案内サインデザインガイドライン案」を踏まえて作成すること。
「『福岡市 案内サインデザインガイドライン案』を作成しました」
https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/create_keikan/gaidorainnan.html

(4) 広報動画の作成
①キービジュアルを踏まえて、インパクトのある広報啓発動画を作成すること。
②内容的には１種類だが、一般的なサイネージのサイズに合わせた縦長、横長画面サイズのものをそれぞれ 15 秒、30 秒バージョンで作成し、さらに日英中韓の４か国語の字幕を付けたもの、付けていないもので計８種作成すること。

1	2	3	4	5	6	7	8
縦長	縦長	縦長	縦長	横長	横長	横長	横長
15 秒	30 秒	15 秒	30 秒	15 秒	30 秒	15 秒	30 秒
字幕有	字幕有	字幕無	字幕無	字幕有	字幕有	字幕無	字幕無

③複数回校正を行うこと。

(5) 指導員が着用するベストの前後に掲載するデザインの作成
①胸部及び背部に、指導員と一目でわかるような情報を掲載すること。
②複数回校正を行うこと。

(6) 成果物等の納品

①(1)～(5)で制作した成果物や今後の編集や増刷等にあたって必要な素材を電子媒体に保存し納品すること。

6 委託における著作権等の取り扱い

本委託において作成した成果物については、委託契約後も、様々な広報媒体で活用を予定しているため、著作権等の取り扱いについては、以下の通りとする。

① 本委託の成果物及び成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、福岡市に帰属することとする。

② 本委託における制作物は、将来にわたり福岡市が自由に活用できることとする。

③ 受託者は、成果物について著作者人格権を福岡市及び福岡市が指定する者に対して行使しないこととし、制作物の活用にあたり必要があれば、福岡市及び福岡市が指定する者が改変を行うことも可能とする。

7 受託者の責務

(1)関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2)守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他必要な事項を周知するものとする。

8 再委託について

(1)受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3)本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

9 その他

(1)契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

(2)制作物に使用する映像や写真等の素材は、原則として既に市が発信している素材を転用するのではなく、新たに撮影・作成すること。転用する場合は福岡市の許可を得ること。

(3)本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
(4)本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。